

相続手続きのため孫が祖母の出生から死亡の戸籍を請求する場合の記載例

戸籍謄抄本等請求書（郵送請求）



中央 区長あて

- ・平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。請求内容で不明な点や不備がある場合、お電話にて問い合わせいたします。
- ・連絡先の記入がない／電話が繋がらない場合、お手紙で問い合わせをするため発行に時間がかかる場合があります。

請求する方	あなたの住所	さいたま市中央区下落合■丁目
	あなたの氏名	(ふりがな) さいたま じろう 埼玉 次郎 <small>(自署の場合、押印は不要です)</small>
	日中連絡可能な電話番号 <small>※海外からの場合はメールアドレスも記載</small>	090-XXX-XXXX (携帯) 048-XXX-XXXX (自宅)

- ・戸籍に載っている方と請求する方の続柄（親族関係）のわかる戸籍をお持ちであれば、同封してください。
- ・同封がなく、さいたま市で続柄を確認できない場合、後日の提供をお願いします。

コピーを必ず同封してください。※証明に載せる方とのご関係によっては委任状や関係戸籍等が必要です。

証明ですか	証明に載せる方の氏名	さいたま市 中央 区 下落合■丁目▲番 □請求する方と同じ (☑をすれば記入不要) (ふりがな) よの たろう 与野 太郎	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 (不明の場合は不要) ●年 ▲月 ■日
	証明に載せる方とあなたの続柄	□本人 □配偶者 □父母 □その他 ()	1か月以内に戸籍届（出生・死亡・転籍・婚姻・離婚など）を提出した方は、提出日、提出先を記入してください。	
	※1箇月以内に戸籍の届出をされた場合はご記入ください	(与野花子)の □出生 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡 □転籍 □婚姻 □離婚 □その他()の届出を ▲月 ■日に さいたま市中央 市・(区)・町・村へ提出		

なにが何通必要	戸籍	謄本（全員）	1通	通	証明に載せる方の <input checked="" type="checkbox"/> 出生から死亡までを 各 1通 □()から()までを 各 1通 □死亡が... □その他()	
		抄本（個人）	450円	通		
	除籍	謄本（全員）	1通	1通	□()から()までを 各 1通 □死亡が... □その他()	
		抄本（個人）	750円	通		
	改製原戸籍	謄本（全員）	1通	1通	□()から()までを 各 1通 □死亡が... □その他()	
		抄本（個人）	750円	通		
	戸籍の附票	全部（全員）	1通	通	□()から()までを 各 1通 □死亡が... □その他()	
		一部（個人）	300円 ※	通		
			分証明書	1通	通	※
			その他	300円 ※	通	※

この請求書に記載のない書類（受理証明書など）は、「その他」欄にご記入ください。

- ・さいたま市は平成9年～13年にかけて戸籍をコンピュータ化しました。コンピュータ化する前の手書きの戸籍を「改製原戸籍」と呼んでいます。
- ・コンピュータ化後の戸籍は、必要とする情報が書き写されていない（除かれている）場合があります。除かれた部分の情報が必要な場合は、改正原戸籍をご請求ください。
(例：親の戸籍に載っていた子供が平成8年に婚姻してその戸籍から抜けた場合、親の改製原戸籍には記載されていますが、コンピュータ化後の戸籍では記載されません。)
- ・相続などで出生から死亡までの戸籍が必要な場合は、戸籍が複数にわたっている場合があるので手数料は多めにいれてください。お釣りが発生する場合は定額小為替でお返しします。
- ・他市区町村から婚姻や転籍等でさいたま市で戸籍を作った方は、さいたま市にある一番古い戸籍まで交付します。その内容を基に、他市区町村へ請求してください。

※印の手数料はさいたま市の金額です。手数料は市区町村ごと

使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 相続 □年金申請（年金名： ） <input type="checkbox"/> パスポート申請 □戸籍の届出（届出先： ） <input type="checkbox"/> その他（使用目的を具体的に書いてください） [法定相続情報作成のため]
提出先	<input checked="" type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出（提出先を下段に書いてください） <input type="checkbox"/> その他（提出先を具体的に書いてください） [さいたま市地方税务局へ提出]